



日本共産党品川区議会議員

# 週刊 みやざき克俊 ニュース

事務所 品川区豊町6-2-1 TEL3786-6674  
2009年3月29日 No.657

日本共産党品川区議団ホームページ <http://www.jcp-shinagawa.com/>

このニュースへの  
ご感想やご意見を  
お寄せください。



## 障害者に「働く場」を 共産党が提案

### 区役所で雇用増やし民間の模範に

障害が重い人ほど負担が重くなる障害者「自立支援」法。憲法にも国連の「障害者権利条約」の理念にも違反し、障害者の生きる権利を否定するものです。私(みやざき)は、今議会の本会議で障害者の「働く場」の確保など支援の充実を求めました。



障害者は「働く場」をもっとつくってほしいと願っています。本文と写真は関係ありません。

本文と写真は関係ありません

「せめてこの子より一日でも長生きしたい」：障害者を一人ぼっちにさせられないと親御さんたちは同じ思いです。私(みやざき)は、区内で住み続けられるよう親子で入れる施設の整備を求めるとともに(3月1日付け当ニュース参照)、障害者の就労支援と負担軽減策。施設・事業所運営の支援へ、次の3点を区独自でも実施するよう求めました。

第一は障害者の就労の場の確保です。

障害者を受け入れる企業は乏しいのが実態です。一般企業への就労が困難な障害者に、就労保障とともに働く喜びを実感できる多様な仕事の選択肢を提供することが必要です。品川区役

所の業務の中に障害を差別せず  
正規職員や非常勤職員の雇用を  
すすめること。また、庁舎内に  
店舗開設、名刺印刷などの雇用  
を創出するなど官公需の発注目  
標をたてて、民間企業の模範に  
なるよう求めました。

第二は、障害者支援施設の収  
入になる報酬の「日額制」を「月  
額制」に戻すことです。とりわ  
け精神障害者には切実です。

精神障害者は日々体調の波が  
あり毎日通えないため、日割り  
計算では事業所の運営が成り立  
ちません。利用実績など実態に  
合わせた支援が必要です。区と  
して利用実績の加算や家賃・交  
通費など補助することが求めら  
れています。また、区の通所支  
援の要件は通所が「9割以上」の

ため、2週間に1回通院する精  
神障害者は、月3千円、6千円  
の軽減策が受けられません。こ  
の改善も必要です。

第三は、障害者支援施設の人

材確保への支援です。報酬が大  
幅に削減され労働条件が悪化し  
たため離職者が増えています。  
家賃補助や職員寮の借り上げな  
ど区の支援が必要です。

## 自立 支援法

# 廃止しかありません！ 区長は政府に意見を

障害者「自立支援法」は05年に自民・公明が障害者の猛  
反対に背を向け強行しました。「構造改革」路線による社  
会保障費の削減が目的です。私(みやざき)は濱野区長に、  
憲法にも障害者権利条約にも違反する障害者自立支援法  
を廃止するよう政府に申し入れるよう求めました。

「これがどうして障害者の自  
立支援なのか」…障害を「自己責  
任」として、障害者が生きるた

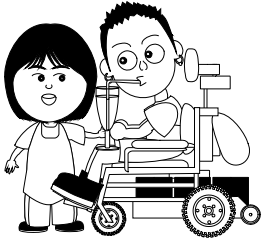
支援法」は廃止して、障害者の  
参加のもとで新しい法制度の確  
立が必要です。

めに最低限必要な支援さえ「益」  
とみなして負担を課す「応益負  
担」が柱。全国で怒りが沸き起  
こり2回の見直しで利用料を軽  
減した経過があります。「自立

自民・公明の与党プロジェクトが今年2月、見直し方針を発  
表。メディアは「応益負担」を  
「応能負担」に戻すかのように報  
道しましたが、現行法のワク内

での部分的手直しにすぎないも  
のでした。事業所の経営に打撃  
となった報酬の「日額制」の維持  
など、到底「抜本的見直し」と言  
えるものではありません。

品川区は一昨年11月の議会で  
「応益負担は必要であり、撤回  
の考えはない」と答弁していま  
すが、障害者と家族に苦しみを  
押し付ける「応益負担」は廃止す  
るしかありません。



お困りのときは  
お気軽に  
ご相談ください

無料法律相談は 3月27日(金)  
4月17日(金)  
弁護士が対応



日本共産党みやざき克俊事務所  
品川区豊町6-2-1 TEL3786-6674